

第3節 身近な生活環境・優れた景観等の保全

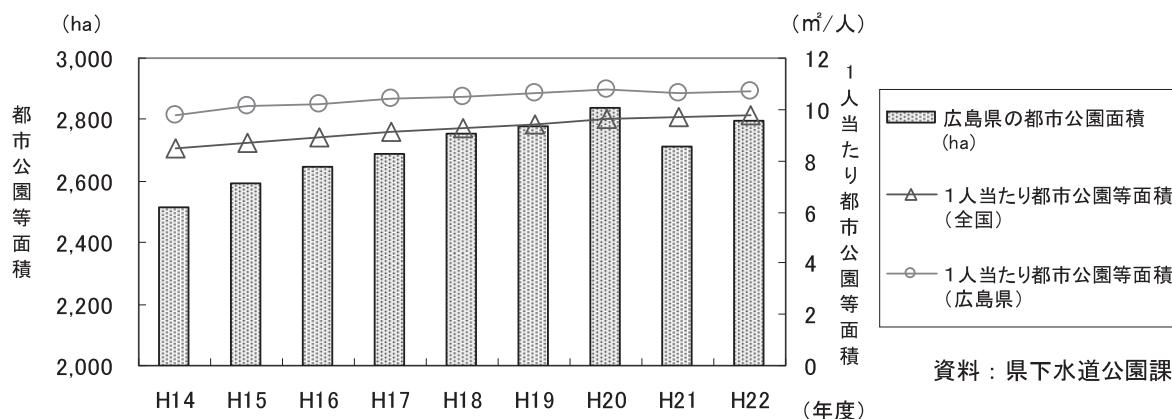
1 身近な生活環境の保全

【現状と課題】

農山村地域等は、里山、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。²⁷

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-3-1 都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積²⁸



図表 3-3-2 緑地環境保全地域数及び面積（平成24年4月1日現在）

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H23)	目標値	目標年度
県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を維持	H27
緑地環境保全地域面積		818	818		
自然公園面積		37,853	37,853		
1人当たり都市公園等面積	m²/人	10.81 (H20)	10.7 (H22)	設定なし	
森林ボランティア参加数	人	56,000	58,580	70,000	H27

27 里山：市街地等で從来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

28 都市公園：都市公園法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

【取組状況】

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 23 年度実績・平成 24 年度内容】県内 22箇所の緑地環境保全地域の保全の推進。

イ 中山間地域等直接支払事業 [農業技術課]

農用地の持つ水源かん養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施します。

【平成 23 年度実績・平成 24 年度内容】平成 22 年度から 5 年間の予定で第 3 期対策が開始されており、協定面積のさらなる拡大と、持続的農業生産活動を目指す積極的な協定活動が見込まれる。(平成 23 年度実績：協定面積 20,974ha に対し、2,838,771 千円を交付)

ウ 農地・水・環境保全向上対策 [農業基盤課]

農地や水路、農村環境の適切な保全を図るため、農業者だけでなく地域ぐるみの活動を支援することにより、農地の公益的機能を維持します。

【平成 23 年度実績・平成 24 年度内容】農地・水路などの保全管理等。(平成 23 年度実績：[共同活動] 126 活動組織 (4,245ha), 186,078 千円を交付。[向上活動] 40 活動組織 (1,216ha), 52,224 千円を交付。) ※平成 24 年度は、協定面積を拡大して実施予定。

エ 共生保安林整備事業 [森林保全課]

都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成を図るため、保健休養・自然環境保全機能の高い森林を整備します。

【平成 23 年度実績・平成 24 年度内容】保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備等により、保健休養・自然環境保全機能の高い森林整備を 1 地区(平成 24 年度予定:1 地区)で実施。

オ 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課、道路整備課]

【平成 23 年度実績・平成 24 年度内容】緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

カ 都市公園事業 [下水道公園課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境を形成します。

【平成 23 年度実績】龍王山総合公園（東広島市）、安登公園（呉市）等、5箇所で公園整備を実施。

【平成 24 年度内容】龍王山総合公園（東広島市）、安登公園（呉市）等、7箇所で公園整備を実施。

キ 街路事業 [都市計画課]

【平成 23 年度実績・平成 24 年度内容】街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回

復等により良好な道路環境の整備を推進。

※ 関連事業：ひろしまの森づくり事業 (P16)

2 優れた景観等の保全と創造

【現状と課題】

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しております。こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることができます。

図表 3-3-3 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域）	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び 東広島市（旧河内町の区域）	全域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町 (旧筒賀村、旧戸河内町の区域) 及び北広 島町（旧芸北町の区域）	全域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域） ※H22.4.1市景観計画区域となったことに 伴い、県景観条例の届出事務を適用除外	全域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、 旧豊浜町、旧豊町の区域）	全域：景観形成地域	H6.4.1

資料：県環境保全課

図表 3-3-4 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

呉市（旧音戸町、旧倉橋町、旧安浦町の区域）、竹原市、三原市（旧本郷町、旧大和町を除く区域）、福山市、府中市 (旧上下町を除く区域)、三次市（旧三次市の区域）、庄原市（旧口和町、旧比和町、旧総領町を除く区域）、大竹市、 東広島市（旧福富町、旧河内町を除く区域）、廿日市市（旧廿日市市の区域）、安芸高田市（旧八千代町の区域）、 江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町（旧豊松村、旧三和町の区域） ※H19.10.1(三次市)及びH20.3.1(呉市)にそれぞれの市景観計画区域となったことに伴い、県景観条例の届出事務 を適用除外

資料：県環境保全課

図表 3-3-5 「景観法」に基づく景観行政団体 ()は、景観行政団体となった日

広島県 (H16.12.17)、広島市 (H16.12.17)、福山市 (H16.12.17)、三次市 (H17.4.1)、尾道市 (H17.8.1), 呉市 (H17.10.1)、廿日市市 (H21.7.15)

資料：県環境保全課

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H23)	目標値	目標 年度
景観計画策定市町数	市町	3	5	増加を図る	設定なし

【取組状況】**(1) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の促進****ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]**

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図ります。

【平成23年度実績・平成24年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。

また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策の促進を図る。

(2) 地域景観の保全や創造、活用等の支援**ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]**

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行います。

【平成23年度実績・平成24年度内容】届出制度による指導を行い、良好な景観の保全等に努める。(大規模行為等の届出：平成23年度実績333件)

イ 道路環境整備事業 [都市計画課]

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、街路樹や植栽、カラーリング並びに無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を行うことにより、優れた景観の形成を図ります。

【平成23年度実績・平成24年度内容】鷹取奈良津線（福山市）において、電線類の地中化を実施。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾企画整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行います。

【平成23年度実績・平成24年度内容】協議制度の活用により、良好な景観の創出に努める。

(3) 地域における歴史的・文化的環境の保全**ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]**

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進します。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成23年度実績・平成24年度内容】保存修理事業に対し助成。（平成23年度：5件（重要文化財

浄土寺方丈（尾道市）など。）平成24年度：4件を予定。）

（イ）県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成します。

【平成23年度実績・平成24年度内容】保存修理事業に対し助成。（平成23年度：11件（県重要文化財磨崖和靈石地蔵（三原市）など。）平成24年度：5件を予定。）

（ウ）指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成します。

【平成23年度実績・平成24年度内容】防災設備保守点検事業等に対し助成。（平成23年度：33件（国宝不動院金堂（広島市）など。）平成24年度：33件を予定。）

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネットを通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開します。

（ア）文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進します。

【平成23年度実績・平成24年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加する。

（イ）縮景園・みよし風土記の丘（淨樂寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡淨樂寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供します。

【平成23年度実績・平成24年度内容】縮景園、淨樂寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を通じて、利用促進と学習支援の充実を図る。（平成23年度見学者数：縮景園、約17万人。淨樂寺・七ツ塚古墳群、約10万人。）

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護と活用を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図ります。

（ア）県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査、試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行います。

【平成23年度実績・平成24年度内容】踏査、試掘調査（平成23年度：中国横断自動車道尾道松江線建設事業など8の事業に伴う踏査、試掘調査を実施。平成24年度：3の事業に伴う踏査、試掘調査を実施予定。）を行うとともに市町への支援を実施。

（イ）遺跡地図の公開・活用

県内の埋蔵文化財包蔵地地図を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図ります。